

平成 30 年 3 月 22 日

各デイサービス型地域活動支援事業者
管理者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

デイサービス型地域活動支援事業の 支給決定要件等の変更について（追加通知）

日頃は本市の障害福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、見出しの件について、平成 30 年 1 月 10 日付で本市より通知（別紙）
をさせていただいたところですが、内容について、関係者の方々よりお問い合わせ
を受けました。つきましては、下記のとおり、内容について補足しますので、
取り扱いにつきよろしくお願いいたします。

記

補足内容

1 変更内容（1）①同一日における併給を認める要件について

「介護者が不在等により特に支援の必要があると判断する場合」としていま
すが、他の日中活動系サービスと同一日に利用することが必要な理由は様々で
あるため、通知中の「介護者が不在等」には、介護者が不在であること以外にも、
本人の心身の状態による支援の必要性や個別のニーズに基づく必要性なども含
まれるものです。

要件の該当の有無については、これを踏まえ、利用者本人や家族の意向を確認
したうえで、サービス等利用計画案、個々の特別な事情及び地域における支援体
制等を総合的に勘案し、個別に判断するものです。

2 変更内容（1）②経過措置について

現在決定中の利用者が、更新申請の際に、同一日における併給を希望する場合
には、現在の生活状況を確認のうえ、引き続き支給決定を行います。

障害者支援課認定支払係
TEL : 052-972-2639
FAX : 052-942-4149